

327
939

四
た
び
支
那
關
稅
改
正
に
就
て



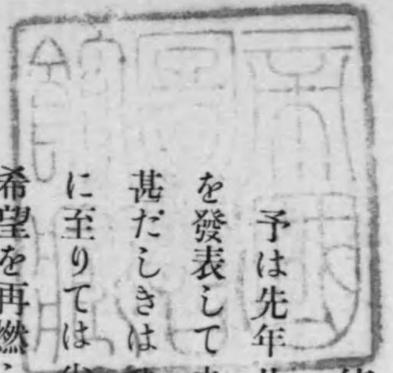
始



大正六年三月一日

四たび支那關稅改正に就て

327-939



四たび支那關稅改正に就て

- 一、緒言……………一
- 一、支那の希望は正當なりや否や……………二
- 一、何故に支那關稅の引上は日本國勢の興亡に關する程重大問題なりや……………六
- 一、陸宗輿氏の車中談の一節……………一二
- 一、支那の要望を拒絶せば兩國々交は如何……………一九

四たび支那關稅改正に就て

早稲花株を在寄贈本

緒言

馬場義興

予は先年此問題に就き前後三回に亘りて本論末尾附録の如き反對意見を發表して之を世に問へるも今日尙汎く識者の了解を得るに至らず殊に甚だしきは我政府當局に於てすらも徹底せる理解なきが如く支那の人士に至りては尙更の事である其無定見無分別なるがために近頃又々改正の希望を再燃して既に非公式ながら關係列國に對し交渉を開始し我政府も同意の模様ありさへ傳へらる此實に予の遺憾さすに所にて或は公表せる予の意見の大綱に亘りて簡短に過ぎたるに基づくやも知れざるを思ひ今一度前論を反覆敷衍して憂國者の注意を喚起したいと思ふ

6. 3. 5

支那の希望は正當なりや否や

二

世間一般に支那の希望は正當であり日本の之を拒絶せんとするは畢竟自己本位の利害より打算したる無理な主張と見做され居れるが如きもコハ非常なる誤解にあらざれば謬見である又世間にては支那關稅を實質百分の五に引直すとするも其影響する所は僅に一部分にして國家としては尙更一小問題に過ぎずと輕視するものあれど是亦非常なる見當違ひの考にて其實國運の消長國家の存亡にも關すべき根本的の重大問題である

成程支那關稅の標準價格を十年毎に前三ヶ年間の平均時價の百分五に建直すべき事は條約上に規定せられたる所であるから支那今回の要求は毫も間然する所なく尤も正當の立場よりせる正當の處置なるが如く見ゆるも併し當時に於ける吾日本の對支經濟思想なるものは極めて幼稚且貧弱にて深く國家永遠の利害得喪に顧みて其條約を締結せるものにあらず

るは其後英國が「マツケ」條約を締結するや直に倣ふて全一の迂愚極まる條約を締結したるに徴して明白である而して今日に於ては支那關稅の引上をなすことは我國勢の發展を阻止し立國の興亡にも關する至大の事件にて又支那に取りては自ら其獨立を傷け保全を危ふする外何等得る所なきものなるが故に全く正當の要求とは云ひ難い換言すれば若し支那にして國民の生命財産が既に安固の域に達し國內到所自然に放任され居れる農業鑛業其他各般の資源大體開發し盡され工業を起すに必要な富と智識との不充分たりとも具備し居らむには保護政策を採りて國內の産業を振興し國家の發達に資せんとするの企圖は充分の理由を具へ例へ吾國の利益と衝突を來すとすも穴勝反對は出來ざれども現時に於ける支那の状態は未だ斯かる域に達せず生命財産の安固確實なる保證なきは勿論國民の富力及び智能は大工業を營むに適せざるのみか之が完成を計るが如

三

きは時期甚遠遠の感ありナルベク生活費を低くして開發を待つべき國內の資源は到所に横はつて居る加之保護政策の餘惠は只徒らに外人の支那國內起業を獎勵して其利益を壟斷せしめ其勢力を増大せしむるに止まり遂に經濟上支那資源分割の勢を助長し國家施政の遂行に至大の障害と困難を加へ恐るべき禍根を誘致するのである斯かる現勢の下に於て僅かに壹千萬兩足らずの財政增收を得んがために此關稅引上の要求をなすことは決して賢明にて正當なる策とは云ひ得ない、現在の支那を忌憚なく評言すれば支那が其獨立を全うせるは *Balance of Powers* 即ち世界列強の勢力均衡によるものにて決して支那自ら獨立の國力を有し對等維持の實質を有する爲ではない支那保全を望み其安固を期するものは英米兩國然り日本も亦然りであるが就中其最たるものは日本である何となれば不幸にして萬一支那分割を見るが如き場合には日本は其國防上は勿論經

濟上に非常なる大患を負ひ自國の存立をすら危ふするの恐があるさればこそ日本は列強に先んじ支那保全を以て國是となし國是に従つて進みつつある所以である支那が其分割の危険より免がれ今日不充ながら獨立の形體を維持せるものは斯の如き日本の潛勢力を背後に控ふるに依るものにて實に日支の間柄は互に扶掖誘導し兩國有無相濟して共に富強の實績を擧げ東亞の天地に立國の基礎を固めんとするもので此處に百年の長計より割出されたる日支親善論の必要と根本義とが存するのである然るにも拘はず支那は其關稅を高め日本商工業の繁榮を阻止し又自らを弱めんとするの措置に出づるは兩國存亡の大意義に背馳せる失當の要望にして極言すれば彼我の自殺的政策たりと云はざるを得ない

關稅を引上ぐる時は支那の國內に事業起り易きは當然なるも是等起業の利益は大部外人の壟斷する所となるべく又一部支那人の事業も多少刺

六
戟振興を受くること疑を容れざれど斯の如きは支那全體より見る時は九牛の一毛たるに止まり日支兩國の存亡と相濟し得ざるは言ふを俟たず是支那の希望は正當にあらずと云ふ所以である予は支那の識者が一小部分の繁榮に眩惑して却て其大弊を受けざらむことを切望せざるを得ない

何故に支那關稅の引上げは日本國勢の興亡に關する 程重大問題なりや

日本が列強の間に互して其立國を完全に維持し行くには是非とも列強に劣らざるの財力と之が充實を必要とするが今日に於ては往年の殖民時代に於て白人種が無人の境を行けるが如く世界の好土に自由に殖民し其發展によりて母國に寄與し母國の領土となしたる時代と異なり日本人は殖民せんとするも米國加奈陀濠洲の富土は其入國を拒絶し餘す處は殖民の價値乏しき土地柄のみにて年々増殖する六十萬の人口を海外に吐出

す事すら困難なる有様である(現今在外日本人は五十一萬人に満たず)如何にするも商工立國の主義により海外の富を吸収し國土人口を支持するの政策に出づる外途がないのである然るに列強の本國並びに其多數の殖民地は或は關稅政策の保護による重税を賦課し或は地利を異にし或は生活習慣の相違により將又我工業の後進なる等の幾多障害的事實あるが爲め我發展の市場として大なる期待非常の囑望を繋ぎ得ざる状態である勢ひ半開にして近接せる亞細亞諸國を舞臺として發展を講ずるの外なき中にも支那の全土は實に我國の商工業の最大市場であり最大舞臺である加之予は多年支那に在りて各國貿易品の推移に注意し來りたるに初めは支那への外國輸入品は大部分歐米品にして數十年來汲々として其販路を擴張し建設し來れる所なるが拾數年來の傾向に於ては日本品の一旦競争品として支那市場に現はるゝや間もなく外國品を驅逐し日本品之に代り取つ

て代はらざるもの一品なしと云ふて然りて日本の工業發達するに従ひ次第に驅逐の範圍を廣め一日も休止することなき有様である此勢にて進むと共に將來日本の工業が歐米先進國の如き發達を遂ぐるものなりとせば支那の外國輸入品は殆んど日本の供給する所となり歐米品は一部の特殊品を除くの外悉く日本品に驅逐さるゝこととなるであらうコハ國土の隣接せる上風俗習慣性向にも大差なく且つ日本人及日本商品の支那發展は歐米市場に發展するよりも遙かに容易にして自然國民多衆の勢力を之に注ぐに因るがためである英國及び他の一二國は既に此趨勢を看取して自國人の支那國內起業に重きを置き萬難を排して辭せさらむとするの覺悟を示しつゝあり支那市場は我商工業に取り斯の如き重要意義を有するものにして到底印度南洋諸國の比肩し得べきものではない。

我大藏當局の内には支那關稅改正の對應策として支那に於て事業を起

さば可ならむとの説あるが如きも予の屢々主張する如く日本内地に於て起り得ず而して支那内地のみにて起り得べき特殊の事業ならむには多々益々之を振興し我國人の發展として大に奨勵の策を取ること必要事なれども支那の關稅にして現在の儘据置るか或は之を輕減せば日本内地に於て起し得べき性質のものを支那に移すことは國家の一大損失にして又一大不利益と云はざるを得ぬ何となれば支那事業は少數なる高級就業者の收むる報酬と其資本に對する利益のみを母國に寄與するに過ぎざるに反し日本内地の事業は就業者及び出資の直接報酬以外其事業に附帶する銀行運送保險其他各般の材料販賣事業者を賑はすのみならず又新聞紙の購讀者を増加し新聞事業を發達せしめ學問の研究諸學校の隆興を招きて學者専門家を輩出し技術を進めて大技術家發明家を出し殊に政治の進歩に資して大政治家の出現を呼び各社會の上下に有用なる諸種の人材を輩出

せしむる從て國民一般の能力は昂上し勞働の效果は増加し優良なる貨物は低廉且つ多量に製出さるゝに至るゝ共に漸次高度の文明に進み社會諸機關の繁榮と活動とを來して日本對隣國の關係は恰も都會對田舎の如き關係を生じて能く富を吸収し一國全体を活躍せしむるの結果を齎らすものにて單に資本に對する収益のみの効果と同一に論ずべきものでない是吾國內の事業が其種類に於て其範圍に於て多々益々多からむことを要する次第にて萬一事業が國外に移り日本の國內に衰退するが如きことあらば例へ資本収益を母國に貢獻するも其利害得喪は言語に絶し遂に國家勢力の不振を來すべきは明白である支那の關稅を引上げの結果日本内地に於て事業を起すよりも之を支那に於てする方企業の負擔を輕減し生産費の縮少を來して利益を擧ぐるゝことゝならば現在吾國に於ける幾多の事業は衰退を惹起すのみならず將來大に振興を期待せらるゝ百般の對支商工

業も其根柢より覆さるゝことゝなり隆々として伸びんとしつゝある日本の國運を遮斷し毀損する事甚しく列強の富強に追隨し之と互せんことは到底望みなき所である。

凡そ我國家の將來は列強と對立するに足る經濟力の資源を有するや否やにより決せらるゝものにて若し日本の資源より支那市場の大部を引去りたりと假定せば如何吾國人の經濟思想に乏しく又淡泊なりとて極めて見易き道理を逸し百年の大計を誤るが如きは予の取らざる所である或は國交を傷け大局に不利なりとて課稅に代るべき報償を求め附帶條件により事實上増稅の實果を避けんとするも或は外交の巧を弄び現に影響を受くべき綿製品並びに他の重要品のみ内外の均衡を保たしめ當面の不利を免がれしめんとするも共に因循姑息の政策にて斯かる根本的國家利害問題を一時の手段により彌縫せんとするは抑々短慮の最なるものとて絶

對に不賛成を唱へざるを得ない如何となれば我對支製作品の將來に於ける發展は凡百の貨物に及び蓋し豫想し得べからざる巨額に達すべく現今の對支重要品は他日對支貿易の一小部分を占むるに過ぎざるに至るべきが故である予は前回は重に紡績業に關する利害を論述し世人も亦紡績業の影響顯著なるを認め之が救済を講ぜんとする傾向あるも本問題は百般の事業に同一影響を有するものにして寧ろ紡績業の如きは單に一小部分に過ぎざるを吳々も理解せられて更に吾國の資源如何立國の基本如何に就て深思熟慮せられんことを切望して止まないのである。

陸宗輿氏の車中談の一節

陸氏の車中談として左の如き説を傳へられて居る。

一、支那は時局のため輸入増加し而も其輸入品の大部分は實用品あ

らずして贅澤品なり故に此際關稅を増加することは支那官民中希望するもの尠からず。

二、若し日本の好意により實現することを得ば支那の大に感謝する所なるべし。

三、支那關稅の増加は日本商人に取りて單に算盤上の勘定より不利なるべきも大局より見れば兩國の利益なるべく日支親善上に好影響少なからざるべし。

而もコハ陸氏の一家言にあらずして支那全國民の輿論である。

而して右表面の口實は誠に採るに足らざるものなり何となれば支那の輸入品統計は左の如きものがある(單位萬兩)

	總輸入高	一九一〇	一九一一	一九一二	一九一三	一九一四	一九一五
總輸入高	四六二六	四七五〇	四七三〇九	五七〇二六	五六九二四	四五四四七	
絹織物	二七六	一七〇	〇九四	一〇一	一五八	一〇一	
紙卷、葉卷煙草	七三九	七九二	九一三	一三〇八	一五二四	一六七	
衣類、帽子、靴	二四六	三三四	六六四	六五〇	四六四	三七七	
寶石類	一五	一七	〇九	一四	一七	〇四	
眞珠	〇六	〇三	一	一	〇一	一	
香水	二六	三三	三〇	四	三六	三七	
石鹼	一八	三三	三二	二六八	二七	三〇	

	總輸入高に對する 贅澤品の歩合	一九一〇	一九一一	一九一二	一九一三	一九一四	一九一五
化粧品	四	三	六九	八九	七	七	
玩具	二〇	一八	二〇	二九	三	二	
酒類	三四	三〇	三七	二九三	二六	二	
合計	一七三	一九六	二四七	二七六	二四七	二四九	
總輸入高に對する 贅澤品の歩合	三八六	四、二〇	四、八六〇	四、九〇五	五、〇〇〇	五、三四五	

總輸入額五億餘萬の内綿糸布は一億七千餘萬、石油三千五百餘萬、砂糖、金屬類は七千餘萬其他何れも必要品にて輸入總額の九割五分を占め贅澤品と目すべき絹織物以下は右表に示すが如く僅かに百分の五に過ぎず而して此種輸入品の大消費者は在留外國人なるを記憶するを要す然るを輸入品の大部分は實用品にあらず贅澤品なりとは全く事實に相違せる曲解

たるを證するものである。

或は陸氏の眞意は外國よりの輸入品は汎ね加工品にして從來燈火に使用せる内國産植物性油が石油に代はり更に電燈瓦斯となり燧石火口は燐寸となり漢藥は洋藥に驅逐され手紡糸及び手織物は價格廉にして優等なる外國機械製綿糸布に驅逐されたるを指したるか若しくは第一革命以來洋服、洋帽、洋靴、手袋等の身廻品、石鹼、化粧品、酒、煙草等を愛用するの氣風生じたるを目せるにあらむが前者の誤れるは贅言を要せず後者と雖も國民の氣風を新にするの利益は开を償ふて餘りあるのみならず眞に一時の風潮にカブレたる不必要品にして實用上價值なきものならむには算盤高き支那國民は暫くにして之を廢用すること必然にして陸氏は深く憂ふるを要せぬ

尤も右は陸氏の表面の口實にして此輿論の起れる眞理由は實に左の二

つである。

A 支那産業の保護獎勵外國輸入品の防遏。

B 財政當面の増收。

Aは一小部分の現象に眩惑し支那全体の立場を理解せざる極めて淺薄なる見地に基けるものなるは前段詳述の通りにて無論兩國の立場と各其百年の長計とを理解徹底せざる取るに足らぬ理由と信ずる

Bは又更に短見無謀なるもの、一にて支那の財政は今日窮乏せるに相違なきも一千萬二千萬の増收にては當面借款の引當とはなるべきも之により支那財政收支の辻褄を合はすことは到底之を期すること能はず國政の改善に對し何等の利益何等の福音を齎らすべきものではない徵稅組織を根本より改正して差當り一億兩以上の増收を計り國政の基礎稍安固たるを得て後徐ろに幣制、交通、農業等の改善に力を注ぐこと目下の急務た

るべし蓋し支那農業の現状は年々六七十億の收穫を收めつゝ、あれど日本に於ける同一程度の地味を有せる土地より收むる收穫高に比すれば支那農民は僅かに其半額以下の收穫を收めつゝ、あるに過ぎない之を改善し之を開發するのみにても尙數十億の國富を増進するの餘地を存して居る又單に鐵道鑛山等の官業を起すのみにても數千萬兩に達する國家の財政收入を得ること易々たるのである何を苦んで支那は其國利民福を損ひ同時に日本の國運に一大打撃を與へ彼我の存立に危險を及ぼすが如き而も微々たる關稅の增收を計るの愚をなすべきぞ

陸氏は日本の好意ある助力により關稅改正の成立を希望すれども日本は誤れる輿論に附和雷同して支那の感謝を得ることも何等の利益あるべきや且つ大局より觀察して兩國の不利益なるは叙上の如くなるに之を利益なりと誣ゆるは素より其見地の異なるにもよれるが此處に日支親善の濫用

を戒むべき急所要點が存すること、信ずるのである

支那の要望を拒絶せば兩國々交は如何

日本は日本の理由ある所を懇説して支那の本要望を拒絶せば夫までに何等の問題を残さず唯多少感情を害するや知れざれど之があるがために兩國最重の利害を犠牲とすることは策の得たるものにあらず兩國の存立上尤も有害なる場合には國力を賭するも戦ふを辭せざる程なり現在の支那に於ては今日尙日本に領土上の野心あるが如く猜疑せる一般人士少からず日本の國運隆盛なるを觀而も自國開明の程度と立場とを考慮せず只管模倣を善策とするが如き淺薄皮想の議論あり保護政策の如きは其最なるものにて或は白人の嫉妬猜疑に煽動せられ日本の發展は恰も支那の災禍を増加するものなりと誤信し之を喜ばざるもの多數に見受けらる、少

ごも前門に白人の虎を防ぎて後門に日人の狼を入るゝも同然なりご曲解するもの比々皆然りご云ふ有様である日本に對する見解は極めて小數の有識者を除かば全く混沌不明瞭たるものにて之がため有識者中にも日支兩國の根本的關係を知りつゝ疑惑に襲はれ迷夢に陥り時に往々正當の解釋を失はんとする常態にある而も之等の誤解を除かんとする日本人の焦慮ご努力ごは抑も末で幾許の效果をも舉げ得るものにあらず四圍の狀勢推移に待つか若しくは更に幾回の日支間葛藤紛擾を経て大勢自ら彼我の立場を明瞭に認識せしむるに至るまでは到底了解の見込なきものなる故日本は日本の所信及び其取るべき使命に従て勇往邁進し時日の經過によりて自然に來るべき正解の期を待つべく苟も眼前の感情小障礙に捉はれて親善の本意義を濫用し兩國百年の長計を傷けざらむごを必要とする此際寧ろ吾朝野の識者をして一層自他の立場を明察し對支方針の眞髓を

理解せしめ日支永遠の親善ご究局の相互利益ごを確保せしむること最も急務にして又捷徑である要するに淺薄なる輿望に背くを憚るは最も戒むべき事柄ご云はざるを得ぬ

最後に予は繰返して日支兩國の先覺者に警告したきは關稅改正の事は事小なるに似たれごも之を達觀すれば上來叙説せるが如く日本の國力を弱め支那の保全并に其國眞個の發達を妨げて兩國の自殺的結果を招致するものである自國存立のために又支那保全の爲に曾て露國ご戰ひたる日本は黙して止むべきにあらず假りに現在の吾當局者が誤つて支那當面の要望を容れたりごせんか吾國人の經濟思想發達し卓見ある當局者の現はるゝ曉には必ず復舊反正を謀るべきは予の確信し豫言して憚らざる處である但其場合に於ては日支共に現在の拒絶よりも多くの繁累を伴ふべきは云ふを待たない

再言すれば支那は現時最も國家多難の際にて諸種の事件紛起し利害錯綜せるを以て支那の識者と雖も高遠なる達觀をなすの餘裕乏じきにも因らんが前記陸氏の言説に於けるが如く支那人の理解は概して低く且つ又各國人の交ぜ返へしも加はるが故に本問題は勿論多少重大なる事件に對しては日本人の考慮せるが如く彼國人を理解せしむること望み難きが故に斯かる場合日本は自己の所信を眞向に振翳して回避せざることは兩國の利益であつて、亦實に對支態度の要訣とするのである(完)

附

録

大正二年十月三十一日稿

支那關稅引上問題と日本紡績業

- (一) 北京政府の提議
- (二) 現在の日本綿糸及支那綿糸の負擔せる課稅額如何
- (三) 現實五分率に引直したる場合日支兩糸の負擔額如何
- (四) 支那紡績は日本紡績に比し能力如何
- (五) 支那は幾何の綿糸布を消費するや
- (六) 現實五分に引上たる後我紡績業に及ぼす影響如何
- (七) 支那の提議に對する列國の意向如何
- (八) 我國政府の態度如何
- (九) 如何にして此危機を脱すべきや

支那關稅引上問題と日本紡績業

日本綿花株式會社

取締役 馬 場 義 興

(一) 北京政府の提議

北京外電の報する處によれば去る十月十五日外交總長孫寶琦は各國公使に同文通牒を發して關稅改正期は昨年十月三十一日を以て滿期となり爾來其儘となり居れども民國政府も今や列國の承認を経て國際關係復舊せしを以て此際關稅の改正に同意ありたしと交渉したる由也

抑も現在施行の支那輸入稅率は一千九百〇二年八月二十九日即明治三十五年同月同日清國政府及び其他各國政府特派委員上海に會合し協議決定したるものにして其稅率は從價五分と定め爾來全部從價稅なりしも評價額に付輸入者と稅關との間に爭議絶へざりしに鑑み新稅率は適用し得る限りは從量稅となし其評價は一千八百九十七年九十八年及九十九年の三箇年間に於ける各商品市價(沖渡値段)の平均價額を基礎となしたり

支那民國政府は未だ一般に其詳細を發表せざる爲め如何なる點を訂正せんと企劃せるや判然せざれども頃日來我外務省が發表したる所なりとして新紙の傳ふる處によれば現行清國關稅率は規定以來既に十年を経過せしを以て從量稅の基礎たる當時の評價は現今の市價に比し著敷騰貴したり依て明治二十九年七月二十一日北京に於て調印せられたる對支那通商航海條約第二十六條中に稅目は批准交換後の日より十箇年の終りに於て改正を要求することを得べき精神に基き從量稅率評價の改正を要求し五分率を現實に收め以て收入の増加を計らんと欲するにあるが如し而して此稅率改正如何は支那内地産品の競争者を有する我が綿糸布の將來に付き直接の影響を蒙るべきは無論にして而も此迫害に接せる綿製品は主として支那に販路を有し且我國輸出品中最重要な品目の一なるを知らば此問題の輕々看過し得ざるは贅言を要せざる也

(二) 現在の日本綿糸及支那綿糸の負擔せる課稅額は如何

從來日本綿糸の負擔せる輸入稅は太系中糸及漂白を通して百斤に付海關兩九匁五分にして一俵を三百十斤と見做せば二兩九匁五分にして開港地より更に内地の需用地に積送せらるるときは別

に釐金九匁八分七厘の附加を要す若又二省以上に跨る遠隔の地に發送する綿糸にして釐金重課の恐あるものに對しては内地通過稅(仔口半稅)として輸入稅の半額を稅關に支拂ひ釐金を免除するものごとす翻て支那綿糸の課稅を見るに稅關を通じて他の通商港に運輸するものに對しては百斤七匁(海關兩)の Coasting duty 一名 Export duty を課して一切の厘金を免除し又稅關を経由せず直に内地に運送するものに對しては釐金稅として釐金局又は認捐公所(釐金徵收下請所に於て四十五(大俵壹俵)に付壹兩四匁二分弱を課稅す(一俵は三百斤建にて徵稅するを普通とす但目方重き綿糸に對しては時に實量を計ることあり)今日本糸及支那糸の課稅額を表に計出せば左の如し

日本綿糸負擔額		通過稅を拂ふ場合		釐金を拂ふ場合	
輸入稅	一擔に付	〇、九五	兩	同上	〇、九五〇〇
碼頭稅其他		〇、〇四七五		同上	〇、〇四七五
仔口半稅		〇、四七五〇		釐金稅	〇、三一八六
計		一、四七二五		計	一、三一六一
即ち一俵三百十斤に付	四、五六四七五			又は	四、〇七九九一

江蘇浙江省等の釐金稅率實額に依る（即綿糸一俵に付上海兩一兩一匁也）
 二省以上に跨り輸送する綿糸は Transit duty を支拂ひ釐金の重課を避くれども如
 斯は全輸入額の一割にも登らず多くは釐金局を経て運送するものとす而して釐金は
 Transit duty より低きを常とす是は釐金局が自己の收稅額多きを計らん爲稅關と
 競争する結果なり

支那系負擔額

輸出稅 一擔に付	〇、七〇〇	又は釐金稅	〇、四七二七
碼頭稅其他	〇、〇三五	釐金稅の場合に不要	
計	〇、七三五		〇、四七二七
即一俵三百斤に付	二、二〇五	又は	一、四一八一

則前記の表に依るときは支那系稅金負擔額は日本系に比し稅關を通過するものは一俵に付一兩八匁七分強乃至二兩三匁六分弱少なく稅關を通過せざるものは二兩六匁六分強乃至三兩一匁四分強
 少なし

(二) 現實五分率に引直したる場合日支兩系の

負擔額如何

現在の外國綿糸輸入稅は百斤に付き九匁五分の從量稅にして當時百斤の評價を海關兩拾九兩一
 俵五拾八兩九匁に規定したり（一俵三百十斤建として）

故に之れを過去三年の市價に改正し現實五分率に改正すれば現時の輸入稅に比し更に六七割を
 増加せられたる即ち綿糸一俵九拾九兩と見做し百斤壹兩六匁五分を課せられべし 即ち

輸入稅	一、六五〇〇	一、六五〇〇
碼頭半稅其他	〇、〇八二五	〇、〇八二五
仔口年稅	〇、八二五〇	又は釐金稅
計	二、五五七五	〇、三一八六
即一俵三百十斤に付	七、九二八二五	又は
		六、三五八四一

となり若し支那系が現行の儘とせば日本系は現在の日支兩系の課稅差額よりも更に一俵に付約貳
 兩參匁乃至參兩四匁を多く負擔することなるべし

因に是れ自ら支那紡績を保護する結果を齎らすものにして或は日本政府の反對を恐れて可否は
 分明ならざれども最近當地稅關は北京總稅務司の訓示なりと稱し當地或紡績業者に將來支那系

の税金を五分率に引直さんとする旨を内達せり。當地當業者は勿論之れに反對し、「目下支那政府の各國に提議せるは單に輸入税のみにして是等 Coasting duty には何等關係を有するものに非ざるを以て増税の理由なきを主張して大に反對運動を起さんとなしつゝあれば日本系の輸入税を引上げると同時に之れが均衡を保たしむる爲め支那系税金を引上げるとは到底容易の事に非ざるべし

假りに此支那系税率引上を爲し得るとするも其實行果して期待し得べきや疑なき能はず。殊に税關を通過せざる厘金をも共に正確に引上げるとは到底望むべからず支那官吏の手心は更に吾人の想ひ及ばざるものあり例へば現に張賽が經營せる通州に於ける二紡績製糸の如きは全然一切の課税を免かれ之が代償として少許の貢金を南京政廳に納付せるのみ此種の内協定は外間者の窺知するを得ざるものにして一旦五分に引上げるも他日幾多の形式により之れが輕減を行ふを保せざるなり則ち支那系税金を引上げたりとて之れに安心して輸入税引上を承認すべきものに非ざるなり

又今回の改正は世論の最も喧しきマツケ條約に依る壹割貳分五厘税制に比し我綿糸に對して不利なり何となれば後者の場合日支兩系の負擔差一俵に付貳兩五匁なるに今回は四兩貳匁乃至六

兩の差を生すべければなり

(四) 支那紡績は日本紡績に比し能力如何

支那紡績は割安の土産原綿を用ひ且つ税金諸掛の少なきを以て其製造原價は日本紡績に比し綿糸一俵に付き拾圓方安きは我當業者諸氏の既に熟知せらるゝ所なり而して其製品は目下江蘇浙江に需要する十六手以下綿糸三十五萬俵を獨占し近時は漢口天津青島に迄る迄で販路を擴張し目下値段こそ同地方にては尙多少の値開ありて一見支那系は不利の位置にあるが如きも是は單に時日の問題にして早晚何等の値開なきに至るべし 2013 に至りても既に猛烈なる支那系の競争を受け唯一の二十手大消費地たる四川省の如きも亦近頃は支那系の獨占するところとなり 2012. 2013. 32/2. 42/2. も弗々紡出し可也の需要を見出しつゝあり織布も亦好値に賣行き各社既に好果を收め居るを以て日に月に機臺増設を計畫されつゝあり

支那紡績の現状實に以上の如くにして其能力は日本紡績に比し格別遜色あるものに非ざるは又我當業者諸君の既に認識せらるゝ所なり

(五) 支那は幾何の綿糸布を消費するや

論する者あり曰く支那に四億の民衆あり綿糸の需要は無限にして假に一人に對し一鍾を要すとせば四億萬鍾を要すべし然るに現在支那紡績は僅に九十萬鍾に止まるを以て尙ほ此上如何に支那紡績勃興する其恐るゝに足らず必ずや供給の大部分は本邦に仰がざるべからず本邦紡績の前途や洋々海を望むが如しと然れども此種の言説は無稽にして稍根據を缺ける嫌なきか、支那は一ヶ年果して幾何の綿糸布を消費するやは殊に統計の不完全なる支那に於て正確なる數字を擧ぐることに困難なれども大雜把に過去七箇年の數量を案するに

綿糸消費額 (單位俵數)

	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年
英糸輸入額	二、三六七	一九、四三一	一五、六六〇	一三、三七六	五、五八六	三、八〇三	七、九九二
印糸同	六三、四三二	五、四九、九九	四五、〇九一	五、九、四八〇	四、四、七七八	三、五、七五四	四、三、八九九
日糸印	二八、二四	一八、〇四九	一三、六三	二、四、八八六	三、二、六三六	二、五、七八二	三、六、六〇〇
支那糸製造高	三〇〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
其他	三、一七一	三、三九六	三、二〇四	五、二九六	七、八八四	七、七〇三	九、四七四
合計	一、一七、〇七五	一、一〇七、八五	九七、五八	一、一五三、〇三一	一、一〇、八四	八七〇、〇四二	一、一六五、九五

にして比年大なる増加の跡なく又之を他の綿製品輸入額に見るに過去七箇年の統計は

綿製品輸入額 (單位海關兩)

	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年
英國	三、四八、二九〇	三、四四、一〇〇	四、〇九三、三三二	三、一、四六、三六三	三、八、九、二五〇	五、六、三、九一七	一、九、五、八三三
米國	二、八、四三、九三	一、九、八、四〇二	五、四、四、八五	一、四、四、〇〇、四三	五、四、六、二八五	八、一、七、七三	七、三、六、八、四三二
日本	二、六、九、八三	二、九、九、三九〇	三、七、九、六四六	六、二、五、八、七三	一〇、二、〇、九、六〇八	一〇、九、五、九、九八一	一一、四、三、〇、二、三六
其他	二〇、二、六、八六	二、九、九、六三七	一、四、四、七〇、六八	一、六、〇、三、三、五七	二〇、三、五〇、四、五七	三三、〇、四、六、〇二	四、五、四、七、九、六六八
合計	八、七、五、七、九五	六、一、三、〇、五九	六、三、七、八、四七	七、四、八、八、八五	四、六、八、五、四、〇	九、二、七、七、七、六二	八、一、四、七、四、一、四九

(單位海關兩)

綿糸消費額百十五萬俵	百兩替	計	壹億千五百萬兩
其他綿製品輸入額		計	八千五百萬兩
支那國內產出綿花消費額	四百萬擔	計	壹億兩
	廿五兩替		

（輸出及支那紡績消費額控除したる殘額）

合計 三億兩

此の日本貨換算額 六七五替

四億四千四百萬圓

にして之れを支那全土人口二億七千萬（人口數には數説あり一定せざるも本數最も信憑するに足るが如し）に割れば一人前約壹圓六拾五錢なり生活程度數層高き我國人の一人前消費貳圓六拾五錢に比し決して過少なりと云ひ難く亦以て支那は現時既に極度の消費を爲せるの一左券となし得べし而して今後交通の發達生活程度の向上により漸次尙其消費額を増進すべしと雖過去十年來の経過に徴せば増進の程度甚だ遅々たるべくして近き將來に於て現在の倍額に達するだも豫想し能はざるが如し

（六） 現實五分に引上たる後我紡績業に及ぼす影響如何

現在の支那紡績は税金の差と割安の土産原綿を用ゆるにより我日本に比し綿糸一俵拾圓安く製出するを得るを以て其の賣價の低きを償ふて尙有利の地位にあり悔るべからざる競争者なることは（二）（四）に述べたるどころの如し現に上海には昨年來我内外綿會社により十萬鍾の紡機と一千

五百臺の織機工場建設せられつゝあり三重紡績は遠からず二三萬鍾の工場建設を決定し張賽も亦通州に五萬鍾増設の企ありて既に機械買約を了せりと云ふ其他にも尙二三の計畫中に屬するものあり即ち今や支那の紡績業は日本よりも有利なるの故を以て續々増設の傾向を有せるなり

然るに更に這回關稅の引上により貳參兩の保護を享くるに至らば我は益々之と競争する能はざる結果一層の速度を以て支那紡績の勃興を誘致し我日本綿糸の現時輸入額に相當するの増設を見るは恐らく數年を出でざるべし

支那綿物消費額は急激に増加するの望なきこと（五）に述べたるが加し而して現今支那に供給するゝ印度綿糸は十手十二手大部を占め二十手に至りても其の價格非常に低廉にして等しく支那糸の敵に非れば支那紡績の増設は直ちに我日本綿糸を驅逐するの結果を齎らすものにして其の増加に反比例して是が輸入を減じ幾年かの後には支那の未だ製造し能はざる特殊品十萬俵に減却すべきは毫も疑を容れざるなり

支那紡績業に經驗を有する我有力なる當業者中には夙に十六手以下の太糸は到底支那紡績に對抗するの不可能なるを認識し本邦紡績は専ら二十手以上の精巧品を紡出し尙又織布として輸出するの途を求むべしとの説を爲すもの尠からざるが現今支那に供給しつゝある精良なる織布を製出

し競争するは粗雑なる現今の織布及綿糸に於て支那紡績に競争するよりも更に困難なるは事實なり且又綿糸に在りては現今我より供給しつゝある番手別は大約

十六手以下

三十萬俵

二十手

六萬俵

中糸

三萬五千俵

なるを見れば右は到底空論の誹を免れざるや明なり況んや中糸及織布と雖も關稅の保護を享くるに於て終に我日本紡績の有に非る恐あるに於てをや果して然りとせば這回支那關稅の引上は既設及建設中の我紡績二百七十萬鍾をして國內の消費と少許の輸出を充たしたる餘の總てを閉鎖又は休業するの己むなきに至らしめ非常の悲境に陥らしむるものなり即ち戰慄すべき影響を與ふるものにして我國斯業の危機は誠に焦眉に迫れるものなりと云ふ可し

(七) 支那の提議に對する列國の意向如何

目下支那政府の外債は拾九億圓に上り財政窮乏の極に達せるを以て外債の元利支拂にすら困難なる状態にあり故に外債の擔保たる關稅を現實五分に改定せんとする提議は拒み難く且つ條約に

明文あることなれば何れも主義上賛成する事勿論なる可しと雖現實五分は事實關稅の増加を意味するものにして現時の物價は總て十年前に比し騰貴し居れば支那政府の此の提議は列國の齊しく好まざるや疑なし、故に主義上改正に賛成を表する諸國も實際に鑑みては反對する事なきを保せず、唯恐るゝは歐米列國の支那輸出品の大部分は精製品にして支那内地に競争品を有せざれば日本の如く痛切に影響を受くる事なし故に或は支那政府の歡心を得る手段の一として稅率改正に異議を挿まざるのみならず内々慫慂するの國なしとも言ひ難く支那政府の提議は終に各國の承認を得るに至るやも測り知るべからざるの一事なり

因に上海に於ける重なる英國商人は支那の提議は正當にして何れ實行を見るべしとの意見を抱き何等反對の聲なきは事實也

(八) 我國政府の態度は奈何

此れ亦確たる方針は未だ聞くを得ざれども坊間傳ふる所に依れば多分列國の意向次第にて決すべしと云ふ、勿論我政府當局者は斯る無見識の態度に出すべしとは信じ難きも去りて原約を尊重する結果斷乎として此の交渉を斥るが如き高手の手段も執り難きに似たるより見れば或は我當

局者は現實五分率に改正したる曉は如何に悲惨なる影響を我商工業界に及ぼすや未だ十分了解せざるに非るか、果して然りとせば我國對支那貿易の前途は汲々乎として危しと言ふべし

(九) 如何にして此危機を脱すべきや

我紡績業及他の支那向工業者并に關係者は一致して改正の恐るべき影響を詳細に陳述し政府當局者をして斷乎たる決心を以て此提議を拒絶せしむるより他に良策なきなり若し悠悠政府に一任して萬一利害關係異なる列國と同一歩調を探り大勢定まるが如き事あれば其結果として生ずる我國勢の衰退は民間業者の怠慢に歸せざるを得ざるべし我國勢の衰退は乃ち極東兩國民の凋落を意味するものなるは近頃發表せられたる武藤山治民の支那市場保全論に詳なり

近日我政府當局の態度及列國の對支那貿易政策の暗流を見て轉た杞憂に堪へず茲に愚見を述べて我紡績業者諸氏を始め對支那關係者諸君の參考に供す幸に一顧の榮を得ば獨り小生の幸のみに非る也

大正二年十二月十日稿

再び支那關稅引上問題に就て

- (一) 一般世上の誤解
- (二) 支那の保護政策
- (三) 絶体的不同意を望む

局者は現實五分率に改正したる曉は如何に悲惨なる影響を我商工業界に及ぼすや未だ十分了解せざるに非るか、果して然りせば我國對支那貿易の前途は汲々乎として危しと言ふべし

(九) 如何にして此危機を脱すべきや

我紡績業及他の支那向工業者并に關係者は一致して改正の恐るべき影響を詳細に陳述し政府當局者をして斷乎たる決心を以て此提議を拒絶せしむるより他に良策なきなり若し悠悠政府に一任して萬一利害關係異なる列國と同一歩調を採り大勢定まるが如き事あれば其結果として生ずる我國勢の衰退は民間業者の怠慢に歸せざるを得ざるべし我國勢の衰退は乃ち極東兩國民の凋落を意味するものなるは近頃發表せられたる武藤山治民の支那市場保全論に詳なり

近日我政府當局の態度及列國の對支那貿易政策の暗流を見て轉た杞憂に堪へず茲に愚見を述べ我紡績業者諸氏を始め對支那關係者諸君の參考に供す幸に一顧の榮を得ば獨り小生の幸のみに非る也

大正二年十二月十日稿

再び支那關稅引上問題に就て

- (一) 一般世上の誤解
- (二) 支那の保護政策
- (三) 絶体的不同意を望む

再び支那關稅引上問題に就て

日本綿花株式會社

取締役 馬 場 義 興

(一) 一般世上の誤解

今や世論は這回の支那政府の提議は獨り我國商工業に最も痛切なる惡影響を與へ他の列國とは全然利害を異にするを確認するに至りたるも我國の採るべき方針に就き新聞雜誌等に發表せられたる意見を見るに其の援用せる資料に幾多の誤謬あるが如し而して此等資料の當否は立論の基礎を左右する最も重要なものなるを以て聊か左に是が闡明を試むべし

(1) 外國輸入品は到處釐金の誅求に苦められ需要者の手に入る迄には原價の二割以上に達すべしと思料するは一大誤解也

釐金制度は初期は一回百分之一率を以て始まりしも支那官吏一流の遣方にて隨所に隨意の釐金局を設けマツケ條約締結の頃迄は各省の制度稍々紊亂を極め釐金局官吏は私腹を肥さん爲め法規

を冒して各局思ひ／＼に大小の賦課を貪りし事實ありしが明治三十七八年の頃と覺ゆ鐵道釐金の紛議漸く盛ならんとするや時の湖廣總督張之洞は釐金局官吏の積弊を艾除して商業の流通と全省收入の確實を期せん爲め一省一回課金の制度を湖北省に施行し其稅率を外國輸入品抵代稅の約七掛を標準として制定せり其後各省汎ね是に倣ひ現今にては各省行政の行亘らざる小部分の地方を除きては一回分厘金以外には其省内の何れにても重課せざることなれり（我農省務省の最近調査に據れば釐金率は江蘇省は從價百分の二、安徽省は約百分の一、四川省は百分の一乃至三湖北省は百分の二、浙江省は百分の二、福建省は革命後百分の三、を原則とし地方に依りては銷場稅一名落地稅として從價百分の一を課すとあり 然るに釐金局の定める評價は非常に廉なるを以て實際の徵收額は銷場稅を合はするも百分の一内外を出でず又釐金局官吏と荷主との妥協により或は收賄により貨物の數量を少く見積り納付額を輕減するを常とす假令へば支那製綿糸を上海より浙江省に送るに當り一俵に付江蘇省一兩五匁八分浙江省貳兩〇七分の定率なるに實際は江蘇省にて一兩三匁浙江省にて貳匁九分六厘を納付するに過ぎざるが如き其の一實例なり何が故に如斯輕減行はるやと云ふに兩省にて定通率り賦課せば抵代稅又は海關免稅規則に依ることとなり厘金收入を減するを恐ると荷主の強請に因るに外ならず、故に輸入港の開港場より直ちに其省内に運入する

ものゝ多くは抵代稅に依らずそれよりも低廉なる釐金を支拂へり而して支那十八省及東三省中十六箇省は各々其の省内に開港場を有し此を有せざるは山西河南甘肅貴州陝西の五省のみにして此等の地方に送るもの或は開港場を有するも前記本省行政の行亘らざる地方若しくは二省に跨り發送する外國品にして釐金重課の慮あるものは抵代稅を納付せば事實通過地の課稅を避くを得べし殊に或省に在りては全く釐金を課せざる地方少なからざるを以て（山東省の如き其の一なり）外國品の直接負擔せる釐金其他一切の總額は平均輸入稅の半額より遙かに少なしと知るべし

(2) 釐金稅落地稅以外に學校稅軍稅等種々の名目にて苛征せらるるを信するは謬れり

學校稅は極めて少額のものなる上多くは貨物に賦課することなし軍稅は革命亂の際行はんとせし地方あるも今は始んと發見せず蓋し支那商人の此種新稅に反對する力は意外に優勢にして昨年革亂後漢口より山西省へ運入する綿糸綿布に對し新稅を課せんとしたりしに山西商人は強硬なる異議を唱へ數ヶ月間貨物輸送を停止し終に撤廢を見るに至りし事あり釐金の如きも各省多くは其地の同業公所又は商務總會との協議により定まるものにして支那官吏は最も此種團體の異議を尊重し敢て之を無視して擅行する能はざるものとす

(3) マツケ條約第八條の實施を可とするは誤想也

現今外國輸入品の負擔せる税額は輸入税五分(従量税のものは三四分に當るもの多し)釐金其他一切二分五厘以内(1、2、參照)合計七分五厘以内なるに同條第八條は釐金税を廢して壹割貳分五厘に改率する規定なるを以て結局現在の總負擔額より五分以上を増すべし

又同條約には輸入品に對し一割貳分五厘の關稅を課す代りに支那内地にて製造する同種類の品にも一割の出産税を課するを以て一見權衡を得るが如くなるも我支那向製造品中數種の大商品を除けば汎ね家内工業若くは小規模の工場製作に係るものなれば他日支那内地に同様の小製造業起るに當り内外品の權衡を保つ爲め果して同一の出産税を課すべき方法ありや又はが實行を監督し得るや否や遺憾ながら悉く否定せざるを得ざるなり且つ開港場に在る大規模の工業品と雖も脱税を免がれざる缺陷を有するものなれば開港場以外の地に在るものは殊に然りとせざるを得ず

此條約は昨今と事情を異にせる時代に生れたるものにして是が實施は我國製造品に對し支那市場を閉つるの結果を齎らす以外には何等の利益を有せざるなり

(4) 支那内地製造品に對する現行低税法は條約違反なりと云ひ難し

支那製造品に對し輸出税に相當する沿岸貿易税を徵するのみにて一切の釐捐を免除し若しくは或特許工場の製品に對し輕減せるは條約に違反せりとの見解を抱くものあれども前者は我馬關條

約にて外國人の支那開港場に於て製造する物品に對しては輸入税支拂濟の外國品と同一に取扱ふべきを規定せられしを以て抵代税額を納付せば釐捐一切を免除さるべかりしところ支那政府は是よりも多き課税を要望し明治二十九年十月の議定書第三條にて他の内地品と同額の税金を課すを得と改め而して當時の輸出入税額を課すこととし今日に及べるものなれば條約に違背せる輕減を行ふと云ふを得ざるに非るか又後者の特許工場製品に與へる年貢制は實際は非常の輕減にして他の内外同業者に不利の影響を與ふれども素と是れマツケ條約第八條第九項の官業品免稅の精神と舊來の釐金認定制度とを併せ用ゆるものなるを以て外國人より異議を申立て改廢せしむるを得るならんも直ちに以て條約違背なりと稱するを得ざるべきか

(二) 支那の保護政策

昨年北京財政部より參議院に諮請したる草案の一節に

華商機器を以て製造する物品に對しマツケ條約通り外國人と同一の課税を爲す代り年末に於て補助獎勵金の名目を以て原支那人工場に割戻さば外人亦反對の口實を失ひ保護の目的を達するを得べし

凡そ支那政府の減税又は免税したる大工場の商品は依然其儘す是はマツケ條約第八條第九項の精神を適用して可也

とあり又現内閣熊希齡及張謇の二氏は赴任後屢々保護政策を取るべき方針なる由を言明し客月發表せし施政方針にも此旨を記せるは世人の知悉せるところなり又旅滬各商聯合會（在上海各省商人團體聯合會）は十一月二十一日上海に會議を催し内國生産品に對して保護政策を取るべきことを北京へ建議するの決議を爲せるに徴せば支那の朝野を通して保護政策を最良と思考し之が實行を熱望せるや明かなり

想ふに支那朝野の關稅引上を熱望するは一に當面の財源を得他に關稅の引上により支那内地の産業發達を期し得て一舉兩得の政策なりと速斷せる爲なるが如し然れども之は誤解甚しと云ふ可し支那の國富及民衆の福祉を増進するの途は却て農本主義を執るを可とするに非るか試に支那全土の農産額を概算するに毎年六十億圓を下らざるが如し而して根津同文書院長の説によれば支那の農産物收護は我國に比し同一の地味に在りて約半額若くは其以下に過ぎず若し更に産物輸出の途を開き交通灌溉治水其他の獎勵の方法を講ずれば三割の增收を見るは容易なりと云ふ我國過去の増收率に照すも此説最當を得たるものにして即ち拾八億圓の增收を得る次第なれば關稅引上に

より僅かに壹千萬圓の財源を得んが爲め多數の農民に必要缺くべからざる外國品又は之に類似する内國製品の價を高むる如き政策は最も慎まざるべからず且つ現在の支那人は未だ大工業を經營するに必要な富力才能を兩つながら缺くを以て折角の保護政策も徒らに外人の投資經營を誘ひ新に起るべき此等産業の利益は大部分外人の占有するところとなるに過ぎざるべし故に支那は宜しく先づ農本主義を取りて國富の増進を圖り國民の財能稍具はる時を俟て保護政策を取ると敢て遅からざるなり

(三) 絶對的不同意を望む

現時列國相共に兎に角支那保全を標榜して支那財政の其日暮しの危險状態より救助せんと盡力しつつある際なれば支那政府が國庫の窮乏を訴へ此を補ふ唯一の手段として關稅改正の交渉開始を提議せしに拘らず現に條約にも明文ある以上列國の意嚮に背馳して迄も一概に此提議を拒む如き善隣の厚誼上より見るも將た保全の大目的より見るも出來難ければ宜しく一方に利害を相殺するに足る丈の報償を求むるか或は我帝國の利害を保護するに足る丈の政策を講せしめ支那の提議を容るの他なしとの説我朝野に於て稍勢力あるが如し

而して論者の報償とは政治上のものなるか將た經濟的のものなりや推測する限りに非らざるも假りに政治上のものなりとせば恐らく支那の現狀に於ては永久に我國本の涵養すべき對支那貿易の利益と相殺するに足る何物をも有せざるは敢て斷言するを憚らざる也

又經濟的のものにして若し釐金の整頓及び關稅と權衡を保たしむる爲め支那内地製造品に相當の増稅を行はんとするにあらば兩者共に不可なりと云ふべし何となれば釐金は(一)に詳述せし如く現に既に整頓し抵代稅以上に何等の弊害を有せざれば反て之に觸れざるを可とし内地製造品の増稅に至ては四圍の狀勢に反するのみならず假令増稅を行ひ得るとするも上述せる(一)の(3)項末の如き監督不可能の恐あり且つは支那の朝野が内國産業を保護せんとの熱望を有する以上幾多間接の方法により事實免稅に均しき補助を與へ折角の課稅條約を有名無實に終らしむるは必然なればなり

其他部分的經濟上の利權に至つては政治上の報償よりも更に低廉にして利益相殺に値せざるは贅言の要なかるべきが要之條件附同意は最も姑息にして大害を將來に貽す憂あり且つ後段述ぶる如く寧ろ支那保全の大目的に反するを以て不可なりと云はざるべからず

又或反對論者は支那は抵代稅を納付したる外國品に對し尙且つ釐捐を重課せるは條約上の義務

履行を怠るものなりとし之を以て今回の提議を斥くべしと唱ふるものあるも釐捐の弊害は(一)(2)に詳述せし如く輕微にして抵代稅制度の厲行は差したる利益なきのみならず現今の支那は最近英國外相グレー氏のランカシャヤア紡績業者に公言せし如くマツケ條約に列舉せる義務をも委く斷行するの決心を有する程なるを以て喜んで抵代稅制度厲行の要求を容れ或期間其の實蹟を證示して今回提議の同意實行を求むることとなり却て反對の口實を失ふに至るべければ是亦不可なりと云はざるを得ず

本來我國商工業の求むるところは可及的人爲の障礙を排し支那市場を保全するにあれば關稅引上の議に對しては一切絶對的不同意を主張し少くとも現狀維持を計る外なきを信せんとす況んや關稅引上は支那自身に取りても何等の利益を齎さざるに於ておや(別項保護政策參照)

更に極言すれば是れ獨り我國の利害より打算して必要なるのみに止まらず支那自身の利益より見るも必要なり蓋し支那國狀の今日の窮境に陥れるは支那自ら作りたる罪のみに非ずして西力東漸の禍多きに居ると言ひ得べし支那保全は我國の必要にして我國が東西の勢力に抵抗する力を有する間は支那の保全は期し得べきも日本が支那市場を失ひ國勢振はざるに至らば支那の運命亦知るべきなり即ち兩國經濟上の連鎖を阻隔するは兩國國民の福利を害し其の存立を危ふする頗る重大

なる意義を有するものなるを以て支那朝野の士は近視的保護政策を擲ち兩國遠大の利益を計らざるべからず我國人は亦支那朝野の士をして之を曉らしめ禍根を絶つ途を講すべき也
若し支那當局者にして此理を解し關稅建直の提議を撤回するの舉に出でなば列國の意嚮如何は問ふを要せざるなり希くは我が政府は本問題に對し積極的方針により斷乎たる態度を執らんことを。(完)

大正三年二月十一日稿

三たび支那關稅改正に就て

- (一) 日支紡織の優劣并に日本紡織業の將來
- (二) 關稅改正後の影響
- (三) 稅率改正率協定の難易
- (四) 交渉拒絶は兩國の國交を疎隔せしむる恐ありや

なる意義を有するものなるを以て支那朝野の士は近視的保護政策を擲ち兩國遠大の利益を計らざるべからず我國人は亦支那朝野の士をして之を曉らしめ禍根を絶つ途を講すべき也
若し支那當局者にして此理を解し關稅建直の提議を撤回するの舉に出でなば列國の意調如何は問ふを要せざるなり希くは我が政府は本問題に對し積極的方針により斷乎たる態度を執らんことを。(完)

大正三年二月十一日稿

三たび支那關稅改正に就て

- (一) 日支紡績の優劣并に日本紡績業の將來
- (二) 關稅改正後の影響
- (三) 稅率改正率協定の難易
- (四) 交渉拒絶は兩國の國交を疎隔せしむる恐ありや

三たび支那關稅改正に就て

日本綿花株式會社
取締役 馬 場 義 興

予は曩に「支那關稅引上問題と日本紡績業」并に「再び支那關稅問題に就きて」と題し支那關稅改正は我國の對支那貿易に一大打撃を加ふるものにして特に我紡績業者には致命傷たるべきを詳述し率ひて我國興業の基礎を危くするものなる故我國は他の鼻息を窺ふ事なく又利益交換乃至姑息にして實効なき内外權衡稅策を求むることなく斷乎として支那の提議を拒絶すべき所以を説き前後二回小冊子を刊行し聊か本問題に關する管見を發表して一般の參考に供したりしが其の後世上の雲行を見るに我國に比し利害關係薄き英米等は既に北京政府の提議に應じ形勢甚だ面白からざるものあり且つ最近政府當局者の觀測として新聞紙上に傳ふる處によるも真相に觸れざるもの二三に止まらず聰明なる當局者の調査には勿論一點の遺漏あるべき筈なしと雖も此の際一寸の謬見は將來幾里の誤算を生ずるや計り難きを以て更に前論を補述し三たび此の問題に付き本文を草す

る所以也

二

大藏當局者の觀測として新聞紙上傳ふる處に因れば

一、日本紡績業は支那紡績に對抗し支那内地に販路を求むること到底不可能となるべきを以て今の内に10%以下の太糸及粗布綾木綿等の製造は斷念し漸次支那紡績に譲る方針を執り之れに代ゆるに精巧品の製造に推移すべし

二、關稅改正後の我輸出品に課する増稅額は百數十萬圓に過ぎず従つて其の影響重大ならざるべし

且つ關稅改正のため日本綿糸は支那産綿糸により支那の市場より驅逐せられん事我國に於ける往年の英印系の如しとせば我國人は進んで支那に到り自から彼地に於て紡績工業を經營せば可ならずや

三、支那の如き統計の不完全なる國に於ては輸出入品の價格を明知するは甚だ困難なれば價格の標準を定むるに付き各國の承認を求むる事困難なるべく又改正率の實施期に關しては各國の利害は容易に一致せざるべければ稅率改正の提議に付き一通り列國の賛成を得るも正式の交渉を開始せらるゝの曉は種々の難問題發生し或は立消となるやも知るべからず殆んど一時の安を

貪らんとする如き說あり

四、假りに日本が強硬なる態度を執り此れを拒絶すれば其れ迄なるも支那と列國との間には最惠國條款の存するあれば日本の抗議は同時に他の列國をして其の恩惠に浴せしめ日支外交を疎隔せしむる懸念なしとせず故に乍遺憾列國と步調を一にすべし

右數節は果して責任當局者の意見なりや否や確實ならざれども日本に於ける有力なる意見の一部を代表せるものと見て差支なきを以て次に其の首肯し難き點を擧げ重ねて諸賢の講究を乞はんと欲す

(一) 日支紡績の優劣并に日本紡績業の將來

支那紡績は現在の自國市場に於ては日本紡績に比し關稅及び支那産棉花を原料とする二點にて拾圓丈の特典を享く之れに對し日本紡績業は職工勞働の効果多く原綿を各國より輸入し混綿を巧にするの便あり且つ金融交通工業等斯業に關係ある諸種の補助經濟機關發達せるを以て現状の下にては兩々相對し殆ど甲乙なき也故に此の上稅金を加へ人為的の差別を設けざる限りは此後兩國共に發展を見るべきなり但し前述の如く日本は支那に比し遙に起業の便宜具はるを以て此れを往

三

既に徴するに日本の五十萬鍾に對し支那は十萬鍾の割合にて増加するものと見て大なる誤なかるべし

四

顧みて支那紡績發達の歴史を稽るに大勢を分ちて二期となし得べし即ち第一期は日清戰役後始めて條約に因り機械工業を興すを許されし時にして支那人及び在清外國人は充分に研究する邊なく唯だ何かなしに起業せし結果日露戰役前途は半死半生の状態に陥り不振の極に達せり第二期は日露戰役後偶々綿業大景氣に會ひ日本紡績業は六七割の利潤を得たりし秋に當り支那紡績も始めて漸く一二割の利を見るに至りしかば再び生色を帶び爾來好景氣を以て繼續せし爲め日支は五對一の割合を以て増加し來れるものなり抑も支那に於ける綿糸布の需要は無限と云ふ可からず一定の限度あるべきを以て若し日本紡績は漸次増進して利益半潤點に達する場合に至れば支那本國に於ても此の割合以上に斯業の起り得ざるは毫も疑を存する餘地なきなり或る論者の如く日本紡績は支那紡績に對抗し得ずと爲すは單に數字の上より原綿及税金の差大なるに驚きて兩國職工の伎倆及び周圍の商業補助機關の發達の斯業に於ける關係を比較研究せざる爲めなる可し

即ち支那紡績は日本に比し僅に五對一の割合にて發達せしに止る理由は支那人自身が會社經營の才能缺乏せる故のみに非らず將亦財力不足の爲のみにも非らず支那に在留する外人は財能共に豊富にして支那人の缺乏を補充して餘りあるも然も日本紡績に比し遜色あるは惟だ日本に比し未開にして起業の便宜少きが爲めに外ならず而して文明程度の高下に比例し益々此懸距を助長すべければ特に課税等に於て人爲的の拘束を加ふるに非らざれば將來支那人文の發達の時を慮ふるは單に杞憂に過ぎざる也。

20s. 以下の太番糸は此れを支那紡績に譲り我國は専ら精巧品に當るべしと論ずるは一角尤るに似たれども 30s. 以上の細糸は前回の「支那關稅引上問題と日本紡績業」中に述べし如く現在輸入綿糸の二十分の一以内に過ぎず例今年々多少増加の傾向ありと雖も何割に達する如きは夢想だも許さざるを以て折角中糸以上に力を注ぐも販路なきを如何にせん又從來歐洲より供給せる精巧なる綿布に至りては英米の職工一人の効果は日本人の二三人に匹敵する現状なるを以て支那市場に於て此れと競争するは頗る困難にして尙幾多の長日月を要すべし。

故に我が紡績業者に向つて猥りに精巧品の製出を奨勵するが如きは局外者の空想に過ぎざる也況んや我國の紡績業は現在の貳百五十萬鍾に満足すべからず將來工業を以て國を立てんとする日本は恰も英國の世界に於けるが如く東洋の綿業國として一千萬鍾にも増加するを理想とし太系細糸及び粗布精巧布共に併せて其の販路を保有せざるべからず紡績當業者は時世の要求を觀察し常

五

に何れの種類は最も利あるやの注意極めて周到にして他より何等格段の刺激を要せざるが故に當局者は當業の進取に一任し其進歩發展を妨ぐる如き人爲的障害は飽くまで防歴せざるべからず。

(二) 關稅改正後の影響

支那へ輸出する一ヶ年の日本綿糸總計五十萬俵を新稅率（百斤貳拾五兩替と假定し）により支拂ふものとすれば關稅抵代稅を合せて百萬圓にして此れに綿布一箇年の輸出高二十五萬俵に對する七拾萬圓を加ふるも合計百七拾萬圓の負擔を重ふするのみ國家の利害問題と稱する程のものにあらずとの說あれども此れ亦思はざるの甚しきものなり。

壹億圓の輸出品に對し壹百七拾萬圓の稅を重課するは競争品たる支那内地品に夫れ丈の利益を與ふるものなり換言すれば日本にて製造するよりも支那に於て製造せば關稅增加額丈の獎勵金を與ふると同様の結果を生ずるなり増稅百七拾餘萬圓は對支貿易額より見れば或は輕微の額なる可し然れども綿糸綿布の紡織業は日本より支那に移すを利益とするに至らば日本に於ける本業は恐るべき衰退を來すものなり將來壹千萬圓にも發達せしむると現在の二百五十萬圓の維持だに許さざる悲境に墜るとの分岐點は一に懸りて増稅百七拾餘萬圓に在りとせば負擔總額の少額なるを以

て決して輕視すべきにあらず而して獨り紡績業に於てのみ然るに非ずして他の支那向工業も同一の影響を受くるものなれば特に當業者以外の一般國人の注意をも求むるものなり

當時我國上下の士は一概に支那に事業を起すは大和民族の一發展なりとし之を勸奨すべしとの說あれども此れ亦乍遺憾一大謬見と云はざるべからず何となれば工業の國家を富す所以は單に資本に對する利益の分配のみに因るものにあらず寧ろ投資利益よりも企業技術の進歩金融交通保險鐵工等各事業の發達其の他此れに附隨する大小各般の經濟機關の繁榮を誘起するにあるは言を俟たざる所なり

故に自國に於て存立すべき要素を缺ける工業にして獨り外國に起し得るものなれば進んで之を興すは頗る可なれども問題の綿糸布製造業の如き支那日本共に同一の地位にあるものを支那に移し母國工業の盛衰をも顧みざるが如きは國家のために祝福すべき事にあらず。

吾人は極力我國工業發達の障害たる關稅改正に反對し母國興業の益々隆盛ならん事を計らざるべからず況んや支那政府が自國工業獎勵のため特典を附與し此れを保護するも我在支那工業家の獨占し得べきにあらず大部分は資金豊富なる歐米人の利益となり唯だ其の一部分の分配を得るに止まるに於てをや是れ我國工業の發達に伴ひ支那市場より一度驅逐せられ競争の敗者となりし歐

米人を日本自ら再び市場に招き鎗を敵に與ふるに異ならざるなり。

予は我國家の將來は列強と相併び國を立つるに足る經濟力の資源を有するや否やに決せらるべきを信ず而して北米合衆國加奈陀及濠洲等の富士は皆我移民を排斥し列強及其繩張内に於ける我商業の競争力は微弱にして且つ幾多の制限を受くるを以て經濟的發展を圖る事頗る困難なる現時にありては我は支那全土を最大得意とし工業を以て國を立て資源を之に求むるの外なきを信せんとす然るに支那も亦關稅を増加し我工業の繁榮を遮らば如何是實に我國運の消長に直接至大の影響を及ぼし我存亡に觸るゝ一大利害問題ならずんばあらざる也。

(三) 稅率改正率協定の難易

支那は各地海關の外人稅務司をして過去十年間最も詳細なる市價を調査せしめ居り我政府の一夜造りのものに比し遙かに用意周到なり且つ今回支那は難題を避くる爲め可成安き率を基礎とする者にて綿糸の如きは

中糸 平均市價	百五拾兩
二十手 同	九拾九兩

十六手 同	九拾五兩
十四手 同	九拾兩
十手 同	八拾兩

なるに平均七拾五兩を以て採るの下心ある由なれば稅率の算定に當り聊かの難問題をも見る事なかるべしよし支那は更に右によりて基礎を定め市價に近きものを採用せんとするも容易なり我當局は之れに抗爭し得べき根據ある材料を有するや否や稅率の算定基礎既に協定するに至らば半年又は一年の後に實施を見るも支那政府にありては聊も差支なかるべし故に列國に於て交渉を開始すれば實施する迄に長日月を有せざるべし即ち改正實施期は世人の想像するよりも案外早かるべし決して安心し得べきにあらず。

(四) 交渉拒絶は兩國を疎隔せしむる恐ありや。

支那朝野の關稅増加を熱望するは一に當面の財源を得、他に自國産業の發達を期すを得て一舉兩得の政策なりと速斷せる爲めにして支那眞個の利害を深く講究しての後に非らざるは予の前回論述せしどころの如し隨て其主張たるや單に條約上の權利を云々するに止まり自國利害よりする

根據に至つては殆んど絶無なり試に本問題に關し今日世上に出でたる幾多言論中全然支那政府の主張を代表せりと見るべき元副總務司にして今は支那政府の顧問を務むる「ブレドン」氏の説を關するに氏は「公正なる改正論據」と題して「條約上従價百分の五にせば一九一二年度輸入外國品の價格より換算し輸入税總額は二千百拾餘萬兩に當るに實際は一千四百廿餘萬兩を收め居るに過ぎず即ち、其差六百九十餘萬は條約により收め得べきを收めざるを以て支那は事實損失を受けつつある也」と主張せり、是れ正しく論據の薄弱なるを自から説明せるものなり何となれば關税は必ず收入を得るのみを以て目的となすべからざるは説明の必要なし、收入を以て唯一の目的なりと稱し得べくんば「ブレドン」氏の説の如く支那政府は事實上の損失を蒙りつゝありと謂ひ得べし然れども實際の場合輸入税は賣價に加算せられ消費者の負擔するもの也輸入税輕き支け政府の收入減する一方にては消費者たる一般の國民は安き物品を得て其れ支け利益せる也況んや日用必需品に關税を重課し國民の生活費を高むるは寧ろ自國に損害を與ふるものなれば氏の損失論の如きは全然根據なきものにして自ら最負の最負倒に陥れりと云ふべし。

世人の多くは列國中某々國が自國の利害に鑑み或は最惠國條款を待み今や支那の提議を眞先に承諾を與へたるを見且つ日支間の條約中には十年毎に税率改正の協議を爲すべき成文あるが故支

那の提議を拒絶するは一見無理なる注文にして面倒なりと豫想し自國存立の大義を外にして外國の意向に附和せんとするは甚だ遺憾とする所也假りに我國が或る強國との間に條約ありて其條項の一部が締結當時豫想せざりし缺點ありて時勢の推移すると共に頗る不利益となり自國の興亡にも關係するに至らば我國は極力之れが條約改正を迫ればとて誰れか不當なりと爲すものあらん一方相手國に於ても假令條約存立が己れに利益なりとは云へ決して永存し得るものとは思はざるべし必ずや日本の要求を容るべきは疑を要せず果して然りとせば日本の存亡に關する大利害を有し又支那に在りても有害なりとの理由を有する以上之れを拒絶し更に現存條約改正を要求するに何の支障あるべき何が故に各國の意向を憚り我國勢の盛衰に關する利益主張を放棄すべき必要あらん哉凡そ日本の支那に對する尋常の國際を以てし時々に發生する問題を消極的に解決せんとするは謬也日本及支那は國土隣接し關係頗る複雑且つ重要なを以て問題となるべき事柄極めて多く若し其政策にして兩國個々ならんには自然兩國は相距たり各孤立の姿を呈して論争紛議已むことなく所謂數年前日支間に見し如き懸案重疊の奇態に陥るべし世界に國を爲すもの日支兩國のみなれば是れ尙忍ぶべきも他に幾多の交際國を控へ事毎に何等かの關係を有する現在にありては大小問題の解決に當り終に兩國に取り満足なる結果を得ずして徒らに他交際國の乗することとなるを

奈何せん今回關稅改正議の如きも在來の兩國關係のみに依り消極的に之が解決を求めんとするが故に困難を感じ或は列國と歩調を殊にするを憂ひ或は支那人士の不平を買ふを恐るならんも若し更に一步を進めて日支兩國存立の所以を究め大目的大利害正に一致せるの故を以て根本的申合の途に出てなば敢て解決の難きを憂へざるのみならず關稅問題は會々將來兩國間に起るべき政治上并に經濟上の諸問題に對し之れが解決の基礎となるべき根本的協約を結ぶの機會を與ふるものたるべし何となれば關稅の引上は日本の爲めに支那市場を閉ぢ兩國有無相通の關係を阻隔し日本の存立を弱むると同時に支那も亦同一の結果に陥るべきを適切に知らしむるの絶好問題なればなり即ち支那の提議を拒絶するも何等兩國々交を疎隔する恐なく却て親善を固くする所以たるべし。

夫れ日支經濟同盟は自然の要求なり我日本は前述の如く支那市場を完全に保有するに非れば廣大なる國土を版圖とし世界の大部分を自己の市場とせる列強間に介在し世界に國を保つ能はざる恐あるものなれば他日我國人の經濟思想發達するに隨ひ今回の如く前路を防ぐる問題に對しては國力を賭しても尙且排除を圖るべきや必せり翻て支那自身を見るに本部の領土は漸く列國によりて保全されつゝあるも白人列強の經濟的壓迫甚だしく國內の資源を保全するだも覺束なき現狀なるに領土保全資源保留を自己の生命とせる我日本と政策を個々にし相紛争するが如きは有り得べ

からざることにして予は兩國政治家の此意義を一層切實に自覺する曉には各々自國の存立を全ふする爲め經濟上の同盟を結び關稅の如きは現行率よりも更に輕減を議するに至るを堅く信せんとなきを切望す又予は我一部有識者が周圍の形勢に眺みて支那の提議を容る外なしとし之れが代償を區々たる政治上又は經濟的限先利益に求むるを止め深く兩國の自然的關係及我國運の生命とすべき工業立國の大義を考量せられん事を乞ふと同時に支那朝野人士が單に保護政策の可なるを知り未だ支那眞個の利益の那邊に在るやを知らず又日支兩國の關係に至つては支那實業家の多くは唯同文同種唇齒輔車の意義の一端を了解するのみを憂ひ幸に本問題に依り彼等を啓發して日支兩國間に懸れる雲霧の一日も早く霽れ去らんことを冀ふて止まざるものなり。

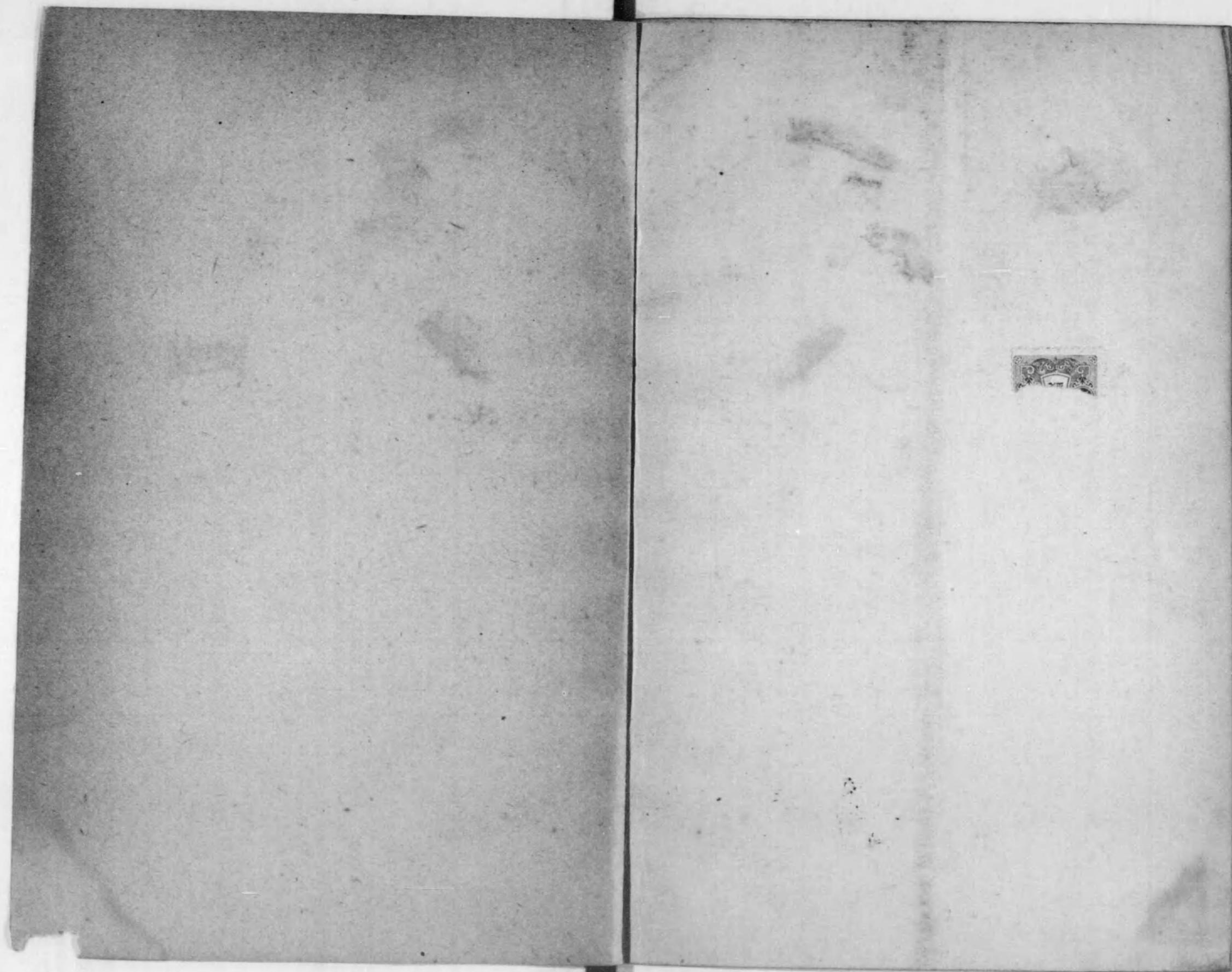
終りに予は執念に關稅問題を云々し諸君を煩はしたるを深謝す希くは予自身綿業者たるの故を以てするに非ずして一片國家を憂ふるの誠衷に出でたるを諒せられんことを。

大正六年二月廿七日印刷
同年三月一日發行

【非賣品】

著者兼發行者 馬場義興

印刷所 大阪市南區安堂寺橋通一丁目一番地 濱田正夫



327
939

終

